

令和 4 年 9 月

農 業 委 員 会
総 会 議 事 録

令和 4 年 9 月 5 日
武雄市農業委員会

令和4年9月 武雄市農業委員会「総会」議事録

1. 日 時 令和4年9月5日（月）
（開会）13時30分 （閉会）14時05分

2. 場 所 文化会館ミーティングホール

3. 農業委員出席状況 出席者17人 欠席者2人

議席 番号	氏名	出席	欠席	議席 番号	氏名	出席	欠席
1	大島 栄	○		11	川口 敏広	○	
2	富永 光男	○		12	古川さゆり	○	
3	中尾 正悟	○		13	稲富 守	○	
4	佐佐木幸夫	○		14	永石 芳彦	○	
5	松尾 隆博	○		15	山下 英喜	○	
6	中村 和仁	○		16	澤井富二郎	○	
7	中村 一明	○		17	坂口 友久		○
8	田代 了三	○		18	相原 經憲		○
9	山田 義利	○		19	岩橋 久美	○	
10	向井 健作	○					

4. 農地利用最適化推進委員で出席した者
なし

5. 協議事項

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請	2件
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請	4件
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請	4件
議案第4号	武雄市農用地利用集積事業計画（案）について	
議案第5号	武雄市非農地証明願	3件
議案第6号	特例農地の指定申請について	2件
報告第1号	農地等形状変更について	2件

6. 議事内容 以降記載

《開会》

事務局長 皆様こんにちは。ご案内の時間になりましたので、令和4年9月の農業委員会「総会」を始めさせていただきます。

本日は、農業委員 17 人の出席、欠席者 2 名ということで、在任委員の過半数以上の出席となります。農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定によりまして、本日の総会は成立をいたします。

それでは会長、議事進行をお願いします。

会 長 (農業情勢等の報告等については省略)
ただ今から、令和 4 年 9 月の武雄市農業委員会総会を開会します。
今回は、議案第 1 号から第 6 号までの審議をお願いします。
本日の議事録署名人に、議事録署名人に、6 番 中村委員、15 番 山下委員を指名します。
それでは、議案審議の前に、事務局から報告事項をお願いします。

事務局 8 月総会審議後の転用許可状況について報告。内容は省略。

会 長 事務局からの報告に対して、皆様からお尋ね等はございませんか。
(なし)

会 長 特に無いようですので、審議事項に入ります。

《議案第 1 号 農地法第 3 条 許可申請》

会 長 それでは、議案第 1 号を議題とします。
農地法第 3 条の規定による許可申請が 2 件提出されています。
この議案について事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは議案第 1 号についてご説明させていただきます。資料につきましては、議案書の 1 ページからになります。

まず、申請番号 1 番です。権利の内容は所有権の移転になっております。
〇〇町の田 1 筆の 388 m²。譲渡人が「市外に住んでいるため、耕作・管理できない。譲受人が「自宅に近く、以前より耕作している。」ということで申請が提出されています。農地の価格につきましては、1 筆〇〇万円となっています。

申請番号 2 番。権利の内容は所有権移転。〇〇町の畑 1 筆の 871 m²。譲渡人が「自宅に隣接する譲渡人名義の雑種地を譲ってほしいと相談したところ、その隣の畑も一緒に購入してほしいと言われた。」ということで申請が提出されています。農地の価格につきましては、雑種地と一緒に購入したため不明となっています。

以上、2 件については、全て 3 つの判断基準を満たしていると判断しています。事務局からの説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

会 長 事務局の説明が終わりました。この2件について、地元委員さんからの補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思いますが、ありませんか。

(地元委員による補足説明なし)

会 長 特に無いようですので、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 無いようですので質疑をとどめます。議案第1号 農地法第3条の規定による2件の許可申請について、許可することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。よって、議案第1号農地法第3条の規定による2件の許可申請については、許可することに決しました。

《議案第2号 農地法第4条 許可申請》

会 長 次に議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請を議題といたします。農地法第4条の規定による許可申請が4件提出をされております。この1件について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第2号について説明いたします。

申請番号1番。農地〇〇町の畑1筆287㎡。申請事由は「昭和32年に農業用倉庫を建てたが、手狭になったため、増築したい。」ということです。昭和32年に建てられた農業倉庫は申請が出ていなかったため始末書が添付されています。工事完了時期は令和4年12月末となっています。

申請番号2番。農地〇〇町の畑2筆1636㎡。申請事由は「高齢のため、茶畑を縮小したい。」ということです。工事完了時期は令和5年3月31日となっています。

申請番号3番。農地〇〇町の畑1筆183㎡。申請事由は「農業機械置場が低地にあるため、水害に備え、少しでも高い場所に移転したい。また、水害時には自家用車や近所の方の農機具等も避難できるようにしたい。」ということです。令和4年7月に造成済みということで始末書が添付されています。

申請番号4番。農地〇〇町の畑1筆109㎡。申請事由は申請番号3番と同じで始末書が添付され、現地はそのまま利用するということで工事完了時期は許可後となっています。

農地区分、許可基準の該当事項は議案書記載のとおりです。事務局からの

説明は以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 事務局の説明が終わりました。この件について地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。地元委員さん、何かございませんか。

(地元委員による補足説明なし)

会 長 特に無いようですので、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 特に無いようですので質疑をとどめます。議案第2号農地法第4条の規定による4件の許可申請について、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事送ることに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。よって議案第2号農地法第4条の規定による4件の許可申請については、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事送ることに決しました。

《議案第3号 農地法第5条 許可申請》

会 長 次に議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請を議題とします。農地法第5条の規定による許可申請が4件提出されています。この案件について事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第3号についてご説明をさせていただきます。

申請番号1番、権利の内容は所有権の移転になっております。土地につきましては、〇〇町の田2筆、畑4筆の合計面積499㎡です。申請理由は、「申請地周辺は、学校や運動公園、病院なども近く、生活環境が充実した立地であり、集合住宅の需要が見込めるため計画した。」ということです。工事完了時期は令和5年7月となっており、農地区分及び許可基準の該当事項につきましては、資料の方に記載のとおりでございます。

続きまして、申請番号2番、権利の内容は使用貸借権設定になっております。土地につきましては、〇〇町にあります畑1筆の面積が577㎡で申請理由は、「現在、賃貸アパートに住んでいるが、子供の成長により手狭になってきたため、妻の祖父所有の申請地に住宅を建築したい。」ということで工事完了時期は令和4年月30日となっており、農地区分及び許可基準の該当事項につきましては、資料の方に記載のとおりでございます。

続きまして、申請番号3番です。権利の内容は所有権移転となっております。土地は〇〇町にあります田1筆の面積142㎡です。申請理由は、「近年の大雨により農機具に大きな被害を受けた。現在耕作をしていない親戚の農地を相談したところ承諾されたので、農機具置場にしたい。」ということで工事完了時期につきましては令和5年5月30日です。農地区分及び許可基準の該当事項につきましては、資料記載のとおりでございます。

続きまして申請番号4番です。権利の内容は所有権移転となっております。土地は〇〇町にあります畑1筆の面積172㎡です。申請理由は、「農業機械置場が低地にあるため、水害に備え、少しでも高い場所に移転したい。また、水害時には自家用車や近所の方の農機具等も避難できるようにしたい。」ということで申請が提出をされております。工事完了時期はそのまま利用することによって許可後となっております。農地区分及び許可基準の該当事項につきましては、資料記載のとおりでございます。

事務局からの説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。この件について地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。
(地元委員による補足説明なし)

会 長 無いようですので、質疑を開始します。何かございませんか。
それでは、質疑も無いようですので、質疑をとどめます。
議案第3号 農地法第5条の規定による4件の許可申請については、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事送ることに異議ございませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしと認めます。
よって、議案第3号 農地法第5条の規定による4件の許可申請については、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事に送ることに決しました。

《議案第4号 武雄市農用地利用集積事業計画(案)》

会 長 次に、議案第4号を議題といたします。
議案第4号「武雄市農用地利用集積事業計画(案)」について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 失礼いたします。1ページをご覧ください。こちらに「令和4年度第6号利用権設定計画(案)」を記載しています。

2 ページをご覧ください。こちらに内訳を記載しています。

武雄町、なし

橘 町、田、再設定、1 件、2 筆、1 5 1 9 m²。

朝日町、田、再設定、1 件、1 筆、8 8 4 m²。

若木町、なし

武内町、田、新規、2 件、2 筆、1 9 0 0 m²。

再設定、2 件、2 筆、3 9 5 1 m²。

東川登町、田、新規、2 件、4 筆、1 0 7 3 5 m²。

畑、新規、1 件、2 筆、1 2 7 m²。

西川登町、なし

山内町、田、再設定、2 件、7 筆、2 9 0 6 m²。

北方町、なし

となっています。3 ページ以降に各町の詳細を記載しています。

以上、農業経営基盤強化促進法、第 1 8 条 3 項の要件を満たしていると考えます。ご審議のほど、よろしくお願いします。

会 長 事務局の説明が終わりました。それでは議案第 4 号について、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 意見も無いようでございますので、議案第 4 号の質疑をとどめます。
議案第 4 号 武雄市農用地利用集積事業計画（案）について、原案どおり承認することに異議ございませんか。

会 長 ないようですので質疑を止めます。
議案第 4 号 武雄市農用地利用集積事業計画（案）については、原案どおり承認することに決しました。

《議案第 5 号 武雄市非農地証明願申請》

会 長 次に議案第 5 号を議題といたします。「武雄市非農地証明」について 3 件の証明願が提出されています。この案件について事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第 5 号について御説明をさせていただきます。議案書の 6 ページをお開きください。

議案第 5 号、武雄市非農地証明願申請につきまして、申請番号 1 番です。土地につきましては、〇〇町にあります、畑 2 筆 2 3. 1 4 m²です。昭和 61 年に新築した際に、隣接する農地に越境したまま現在に至るもので非農地証明事務処理要領の該当事項 5 号に該当するものであります。

申請番号 2 番につきまして、土地は〇〇町にあります、田 2 筆畑 1 筆 1 9

0.1㎡です。昭和58年頃から耕作放棄のため、雑木林状態になっている。ということで非農地証明事務処理要領の該当事項4号に該当するものであります。

続いて申請番号3番です。土地は〇〇町にあります、畑1筆256㎡です。昭和40年に父が田を転用し、住宅を新築したが、昭和63年に増築した際に、隣接地が農地であることを失念し、宅地として使用している。ということで非農地証明事務処理要領の該当事項5号に該当するものであります。

事務局からの説明は以上でございます。ご審議よろしくをお願いいたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。議案第5号について、地元委員さんの補足説明があれば、それを受けてから質疑に入りたいと思いますが、地元委員さん何かございませんか。

(地元委員補足説明なし)

会 長 無いようですので、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 意見も無いようですので、質疑をとどめます。
議案第5号、3件の武雄市非農地証明願いにつきまして、原案どおり証明することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。
よって、議案第5号 武雄市非農地証明3件について原案どおり証明することに決しました。

————— 《議案第6号 特例農地の指定について》 —————

会 長 次に議案第6号を議題といたします。特例農地の指定について2件の指定申請書が提出されています。この議案について事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第6号について説明いたします。
申請番号1番と2番です。農地は〇〇町にある畑342㎡と99㎡です。2件とも譲受けする予定者が所有する住宅に隣接する農地であるため特に問題はないものと考えております。事務局からの説明は以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 事務局の説明が終わりました。この件について、地元委員さんから補足説

明があれば、その説明を受けてから審議に入りたいと思います。何かございませんか。

(地元委員補足説明なし)

会 長 無いようですので、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 意見も無いようですので、質疑をとどめます。

会 長 それでは、意見も無いようですので、議案第6号の質疑をとどめます。
議案第6号、特例農地の2件の指定申請について、申請通り指定することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。議案第6号、特例農地の2件の指定申請につきましては、原案どおり特例農地として指定することに決しました。

—————《報告第1号 農地等形状変更届け出》—————

会 長 次に報告第1号「農地等形状変更届出」について2件提出されています。この件について事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第1号について、ご説明します。議案書8ページになります。

番号1番。土地は〇〇町の田2筆、232㎡です。変更理由は、「道路と高さを合わせて乗り入れ等をしやすくするため。」ということで、田を畑に転換されます。変更時期は令和4年9月15日から令和5年8月31日で、嵩上げの高さ0.3～0.45m、土量は78㎡。施工業者は〇〇で転換後はかぼちゃ栽培の予定です。

番号2番。土地は〇〇町の田1筆、292㎡です。変更理由は、「道路と高さを合わせて乗り入れ等をしやすくするため。」ということで、田を畑に転換されます。変更時期は令和4年9月15日から令和5年8月31日で、嵩上げの高さ0.45m、土量は131.4㎡。施工業者は〇〇で転換後はかぼちゃ栽培の予定です。

以上、ご報告いたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。この件について、地元委員さんから補足説明があればお願いします。

会 長 無いようですので、報告第1号「農地等形状変更届出」につきまして、ご意見、ご質疑等があれば出していただきたいと思います。何かございませんでしょうか。

会 長 これは報告事項ですので、この程度にとどめます。

《 閉 会 》

会 長 それでは以上をもちまして、本日、準備された議案・報告等については、すべて終了しました。これをもちまして、令和4年9月の農業委員会総会を終わります。